

大手前栄養学院専門学校学則

制 定 令和2年5月27日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学院は、栄養士法(昭和22年法律第245号)に定める栄養士を養成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本学院は、大手前栄養学院専門学校という。

(位 置)

第3条 本学院は、大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番88号に設置する。

(自己点検・評価)

第4条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員等)

第5条 本学院の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 学年次 | 入学定員 | 編入定員 | 総定員 | 学級数 | 1学級の人数 |
|----------------|------|------|-----|------|------|------|-----|--------|
| 衛生専門課程 (昼間) | 栄養学科 | 2年 | 1年次 | 80人 | | 80人 | 2 | 40人 |
| | | | 2年次 | | | 80人 | 2 | 40人 |
| | | | 計 | | | 160人 | 4 | |

※栄養学科は令和3年度より、学生募集を停止

2 栄養学科の在学年限は4年を超えることができない。
ただし、休学期間は在学年数に算入しないこととする。

(学年、学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前学期 4月～8月まで

後学期 9月～翌年2月まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学院長は、特に必要と認める場合は、休業日を変更する事ができる。

なお、夏期休業、冬期休業、春期休業の期間は別に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏期休業、冬期休業、春期休業

第3章 教育課程、授業日時数及び教員組織

(教育課程、授業日時数)

第8条 衛生専門課程栄養学科の総授業日時数は、1,700時間以上とし、教育課程は別表1のとおりとする。

2 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 実験、実習については、30時間から45時間までの範囲で本学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学院が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(始業及び終業)

第9条 本学院の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名 | 昼夜別 | 始業時刻 | 終業時刻 | 曜日 |
|--------|------|-----|-------|--------|-----|
| 衛生専門課程 | 栄養学科 | 昼間 | 9時10分 | 19時40分 | 月～土 |

(教員組織)

第10条 本学院に次の教職員を置く。

- (1) 学院長 1名
- (2) 教員

| 学科 | 栄養学科 | 計 |
|------|-------|-------|
| 専任教員 | 9名以上 | 9名以上 |
| 兼任教員 | 1名以上 | 1名以上 |
| 計 | 10名以上 | 10名以上 |

(3) 教務系職員 (専任実習助手)

| 学科 | 栄養学科 | 計 |
|-------|------|------|
| 教務系職員 | 3名以上 | 3名以上 |

(4) 事務職員

| 学科 | 栄養学科 | 計 |
|------|------|------|
| 事務職員 | 2名以上 | 2名以上 |

(5) 学校医 1名

2 学院長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、編入学、転学、再入学、休学、復学、退学及び卒業

(入学資格)

第11条 本学院の衛生専門課程栄養学科に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (6) その他本学院において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学時期)

第12条 入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続)

第13条 入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学院に入学しようとする者は、本学院の定める入学願書に必要事項を記載して、第21条に定める検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 入学審査方法は、別に定める。
- (3) 本学院に入学を許可された者は、入学許可の日から指定期日までに第22条に定める入学金を添えて入学籍を登録しなければならない。授業料その他学納金の納付については、別に定める。

(転学、再入学)

第14条 次にあげる者で、本学院に転学又は再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次への入学を許可することができる。

- (1) 他の大学又は短期大学又は専修学校に在学中の者で、本学院に転入学を志願する者
 - (2) 本学院を退学した者で、再入学を志願する者
- 2 前項第1号に該当する者は、その大学又は短期大学又は専修学校の学校長の許可を添えて願い出なければならない。
 - 3 第1項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学院長が決定する。
 - 4 本学学生が転学しようとするときは、保証人連署の上、学院長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学、復学)

第15条 疾病その他やむをえない事由によって半年以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、保証人連署のうえ休学届を提出し、学院長の許可を受けなければならない。

- 2 休学を許可された学生に対しては、在籍料として別表2で定める額を徴収するが、これ以外の授業料などの学費は徴収しない。ただし、学期の途中において休学する場合は、当該学期の授業料及びその他の学費は納付しなければならない。
- 3 休学の期間は通算して栄養学科は2年を超えることはできない。
- 4 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署のうえ退学願いを提出し、学院長の許可を受けなければならない。

(学習の評価)

第17条 学年末又は学期末において、所定の履修科目について試験を行う。

- 2 前項の試験のほか、臨時に試験を行うことがある。
- 3 試験は、筆記、論文、及び実験、実習、実技等により行う。
- 4 試験の成績は、秀、優、良、可、及び不可の5段階に分け、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 5 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(課程修了の認定)

第18条 本学院衛生専門課程栄養学科所定の課程を修了し、試験に合格した者には、卒業証書を授与し、専門士(衛生専門課程)と称することを認める。

- 2 前項の卒業証書の様式は、別記(1)のとおりとする。
- 3 第1項の卒業証書を授与された者には、栄養士法第2条第1項にもとづき栄養士免許申請に必要な証明書を交付する。

第5章 賞罰

(表彰)

第19条 学業が特に優秀な者または善行のあった者は、これを表彰する。

(除籍、懲戒)

第20条 次の事項に該当する者は、除籍・懲戒とすることができる。

- (1) 授業料その他学納金を滞納した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、長期にわたり欠席する者
- (4) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 学則に違反した者

第6章 入学金、授業料その他

(入学金、授業料等学納金)

第21条 本学院の検定料、入学金、授業料その他学納金は、別表2のとおりとする。

(図書館)

第22条 本学院に図書館を置き、その利用方法については別に定める。

(健康診断)

第23条 本学院学生の健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

(科目等履修制度)

第24条 本学院において特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学院の教育に支障の無い限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生には本学第18条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目聴講制度)

第25条 本学院において特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学院の教育に支障の無い限り、科目聴講生として授業の聴講を許可することができる。

- 2 科目聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第7章 教授会

(教授会の構成)

第26条 本学院に教授会を置く。

- 2 教授会は、学院長、学院長補佐、副学院長、教授をもって組織する。
- 3 必要があるときは、准教授、講師、助教を加えることができる。

(議長)

第27条 学院長は、教授会を招集し、その議長となる。

(教授会の任務)

第28条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する事項
 - (2) 学生の入学、休学、退学及び賞罰等に関する事項
 - (3) 成績評価及び卒業に関する事項
 - (4) 学生の厚生補導に関する事項
 - (5) その他教授会において必要と認めた事項
- 2 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑 則

(施行細則)

第29条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

* 附 則

この学則は、昭和52年4月1日より施行する。
(その後の改正経過)

- 昭61.4.1(校名及び定員変更)
- 昭62.4.1(教育課程、学納金の変更)
- 昭63.4.1(定員、教育課程、学納金の変更)
- 平元.2.13(所在地表示変更)
- 平元.4.1(学納金の変更)
- 平2.4.1(学納金の変更)
- 平3.4.1(教育課程、学納金の変更)
- 平4.4.1(教育課程、休業日、学納金の変更)
- 平5.4.1(教育課程、学納金の変更)
- 平6.4.1(学納金の変更)
- 平7.3.1(専門士の称号)
- 平7.4.1(学納金の変更)
- 平8.4.1(食生活科の設置、学納金の変更)
- 平9.4.1(教育課程の変更)
- 平10.3.1(食生活科の専門士の称号)
- 平10.3.31(食生活科の廃止)
- 平10.4.1(製菓学科の設置)
- 平11.4.1(衛生高等課程の設置、教育課程の変更)
- 平12.4.1(トハリスト学科の設置等・学納金の変更)
- 平13.1.6(専門士の称号付与規定の変更)
- 平13.4.1(別科の設置及び校名変更)
- 平14.4.1(管理栄養学科の設置並びに製菓学科・アドバンスド学科の廃止、学納金の変更、校名変更及び別科の廃止及び専門士の称号付与)
- 平16.2.17(栄養学科専門士称号付与規定の変更)
- 平16.4.1(栄養学科学納金の変更)、(管理栄養学科3年次編入学納金の追加)、(ホームヘルパー2級課程講座の設置)(第8条第1項の教育課程の別表を整理)
- 平17.4.1(栄養学科定員変更)(学期の期間)(休業日)(教育課程の別表第1の1履修科目表及び1の2履修科目表)(終業時刻)(編入資格の改正)(栄養教諭教育職員免許の追加)
- 平18.2.15(管理栄養学科の高度専門士称号付与)
- 平18.3.31(栄養学科学納金の変更)、(ホームヘルパー2級課程講座の廃止)、(賞罰規定の変更)
- 平20.3.27(管理栄養学科及び栄養学科学納金の変更)
- 平21.3.31(在学年限の追加)、(科目聴講制度の追加)
- 平21.9.1(科目等履修制度の追加、科目聴講制度の変更)
- 平22.6.1(栄養教諭課程履修科目における教職総合演習を教職実践演習に変更、転学・再入学・転科規定の追加)
- 平23.4.1(教育課程の変更、単位数の計算方法)
- 平25.4.1(休学在籍料、休学期間の追加)
- 平26.4.1(選択科目の一部教科変更、教科名変更)
- 平28.4.1(校名変更・製菓学科の設置)
- 平29.2.28(校名変更に伴う専門士及び高度専門士称号付与)
- 平30.4.1(製菓学科の修業年限・定員・授業料・始業終業時刻・教職員数・履修科目表の変更、通信課程の2年コースの廃止・1年コース授業料の変更、編入学の廃止)
- 平31.4.1(栄養学科学納金の変更)、(製菓学科の募集停止)、(休学在籍料の変更)、(管理栄養学科の廃止)
- 令2.4.1(目的変更、校名変更、製菓学科の廃止、附帯教育事業の廃止)
- 令2.5.27(栄養学科の学生募集停止を記載)

附則 本改正学則は、令和2年5月27日から適用する。

別表 1

大手前栄養学院専門学校 衛生専門課程 栄養学科履修科目表
専門科目

| | 教育内容 | 科目名 | 規定単位 | | 学則単位 | | 履修年度 | | | |
|----------------|----------------------|---------------|-----------|----------|-----------|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| | | | 講義・演習 | 実験・実習 | 講義・演習 | 実験・実習 | 1年 | 2年 | | |
| 基礎分野 | 人文科学 社会科学 自然科学 | 化学 | >12 | | 2 | | 30 | | | |
| | | 生物学 | | | 2 | | 30 | | | |
| | | 情報処理演習Ⅰ | | | 1 | | 30 | | | |
| | | 情報処理演習Ⅱ | | | 1 | | 30 | | | |
| | | 心理学 | | | 2 | | | 30 | | |
| | | 社会 | | | 2 | | | 30 | | |
| | | 基礎演習Ⅰ | | | 1 | | 30 | | | |
| | | 基礎演習Ⅱ | | | 1 | | 30 | | | |
| | | 基礎演習Ⅲ | | | 1 | | | 30 | | |
| | | 基礎演習Ⅳ | | | 1 | | | 30 | | |
| | | 外国語 | | | 英語Ⅰ | | | 1 | | 30 |
| | 英語Ⅱ | | | 1 | | 30 | | | | |
| 保健体育 | 体育実技 | | | | 1 | 30 | | | | |
| | 保健体育 | | | 2 | | | 30 | | | |
| 基礎分野 計 | | | 12 | 0 | 18 | 1 | 270 | 150 | | |
| 専門分野 | 社会生活と健康 | 公衆衛生学(1) | >4 | | 2 | | 30 | | | |
| | | 公衆衛生学(2) | | | 2 | | 30 | | | |
| | | 社会福祉論 | | | 2 | | 30 | | | |
| | | 小計 | | | 4 | | 6 | 0 | 90 | 0 |
| | 人体の構造と機能 | 運動生理学 | | | | | 2 | | | 30 |
| | | 生化学 | | | | | 2 | | 30 | |
| | | 病理学 | | | | | 2 | | | 30 |
| | | 解剖生理学(1) | | | | | 2 | | 30 | |
| | | 生化学実験 | | | | | | 1 | | 45 |
| | 解剖生理学実験 | | | | | | 1 | | 45 | |
| | 小計 | 8 | | | | | 8 | 2 | 60 | 150 |
| 食品と衛生 | 食品学総論 | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 食品学各論 | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 食品加工学 | | | 2 | | | 30 | | | |
| | 食品衛生学(1) | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 食品衛生学(2) | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 食品学実験 | | | | 1 | | 45 | | | |
| | 食品衛生学実験 | | | | 1 | | 45 | | | |
| 小計 | 6 | | | 10 | 2 | 165 | 75 | | | |
| 栄養と健康 | 栄養学総論(1) | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 栄養学総論(2) | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 栄養学各論 | | | 2 | | | 30 | | | |
| | 臨床栄養学(1) | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 栄養学実験 | | | | 1 | | 45 | | | |
| | 臨床栄養学実習 | | | | 1 | | 45 | | | |
| 小計 | 8 | | | 8 | 2 | 60 | 150 | | | |
| 栄養の指導 | 栄養教育論(1) | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 栄養教育論(2) | | | 2 | | 30 | | | | |
| | 公衆栄養学 | | | 2 | | | 30 | | | |
| | 栄養指導実習Ⅰ | | | | 1 | | 45 | | | |
| | 栄養指導実習Ⅱ | | | | 1 | | 45 | | | |
| | 公衆栄養学実習 | | | | 1 | | 45 | | | |
| | 小計 | 6 | | | 6 | 3 | 60 | 165 | | |
| 野 | 給食の運営 | 給食経営管理論(1) | | | 2 | | 30 | | | |
| | | 調理学 | | | 2 | | 30 | | | |
| | | 調理学実習Ⅰ | | | | 1 | | 45 | | |
| | | 調理学実習Ⅱ | | | | 1 | | 45 | | |
| | | 調理学実習Ⅲ | | | | 1 | | 45 | | |
| | | 給食経営管理実習Ⅰ | | | | 1 | | 45 | | |
| | | 給食経営管理実習Ⅱ | | | | 1 | | 45 | | |
| | | 臨地校外実習 | | | | 1 | | 45 | | |
| | | 小計 | 4 | | | 4 | 6 | 195 | 135 | |
| | | 専門分野 計 | | | 36 | 14 | 42 | 15 | 630 | 675 |
| 学 科 合 計 | | | 62 | | 76 | | 900 | 825 | | |
| | | | | | | | 1725 | | | |

[選 択 科 目]

| 科目名 | 規定単位 | | 学則単位 | | 履修年度 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|------|----|
| | 講義・演習 | 実験・実習 | 講義・演習 | 実験・実習 | 1年 | 2年 |
| 健康管理概論 | | | 2 | | 30 | |
| 解剖生理学(2) | | | 2 | | | 30 |
| 臨床栄養学(2) | | | 2 | | | 30 |
| NR・SA特講 | | | 2 | | | 30 |
| 登録販売者対策 | | | 2 | | | 30 |
| 献立計画論 | | | 2 | | | 30 |
| 食事摂取基準論 | | | 2 | | | 30 |
| 特別演習 | | | 2 | | | 60 |
| 食品加工学実習 | | | | 1 | | 45 |

別表 2

(1) 入学検定料 入学検定料(20,000円)は各自の負担とする。

(2) 授業料
(栄養学科)

| 項目 | 前期 | 後期 |
|-------|----------|----------|
| 入学金 | 180,000円 | |
| 授業料 | 410,000円 | 410,000円 |
| 教育充実費 | 120,000円 | 120,000円 |
| 実習費 | 80,000円 | 80,000円 |
| 合計 | 790,000円 | 610,000円 |

- 1) 2年次以降の納入額は、入学金のみを差し引いた金額で、前・後期の2回に分納とする。
- 2) 授業に使用する教材費は各自の負担とする。
- 3) 最終年度に、授業料等とともに同窓会費(終身)として、10,000円徴収する。
- 4) 休学時の在籍料として前期100,000円、後期100,000円を徴収する。

別記 (1)

| |
|--|
| 第 号 |
| 卒業証書 |
| 氏 名 |
| 生年月日 |
| 上記の者は本学院衛生専門課程栄養学科(2年)の 所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学 大臣告示(平29年文部科学省告示第30号)により、専 門士(衛生専門課程)と称することを認める。 |
| 年 月 日 |
| 学校法人 大手前学園 大手前栄養学院専門学校 |
| 学院長 名 |